

岩手県告示第519号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第4項において準用する同法第28条第6項の規定により、五葉山鳥獣保護区特別保護地区を指定することについて、次のとおり公聴会を開催する。

平成22年6月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 公聴会の日時及び場所

(1) 日時 平成22年6月25日(金) 午後1時30分から

(2) 場所 大船渡市猪川町字前田6番1号 大船渡地区合同庁舎4階大会議室

2 指定しようとする区域

大船渡市、釜石市及び気仙郡住田町の五葉山周辺 1,151ヘクタール（別紙図面のとおり）

備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県環境生活部自然保護課並びに沿岸広域振興局の保健福祉環境部及び保健福祉環境部大船渡保健福祉環境センターに備えておいて縦覧に供する。